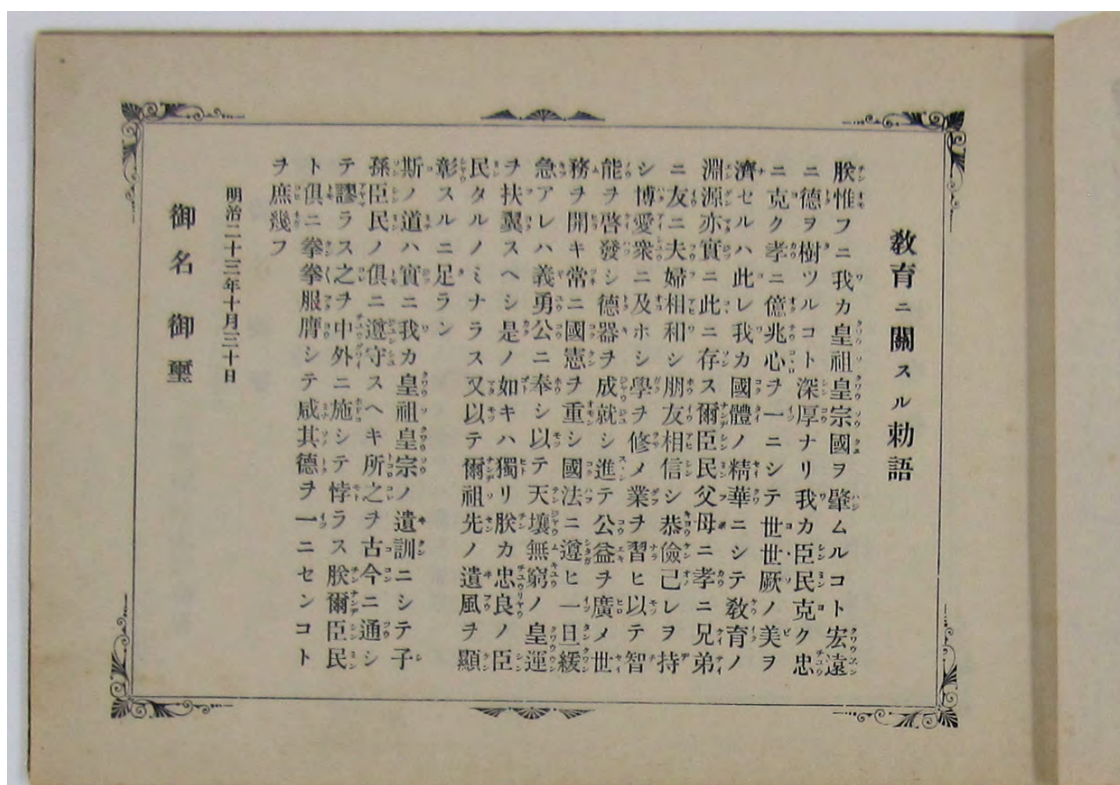


朕惟我皇祖皇宗肇國宏遠樹德深厚我臣民克忠克孝億兆一心並濟厥
美此我國體之精華而教育之淵源亦實存焉此爾臣民孝于父母友于兄
弟夫婦相和朋友相信恭儉持已傳處及衆修學習業以啓發智能成就德
器進廣公益開世務常重國憲遵國法一旦緩急則義勇奉公以扶翼天壤
無窮之皇運如是者不獨爲朕忠良臣民又足以顯彰爾祖先之遺風矣
斯道也實我皇祖皇宗之遺訓而子孫臣民之所當遵守通諸古今而不謬
施諸中外而不悖朕庶幾與爾臣民俱享上服膺咸一其德

弘洲信謹書





教育勅語のお話

勅語のお話

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深
厚ナリ

朕（天子様が御自分のことをおほせられる時の御ことば）惟フ
ニ（よく考へてみるに）我カ皇祖（天照大神をはじめ神武天

皇から前の神々様）皇宗（神武天皇からのちの代々の天子様）
國ヲ肇ムルコト（大日本帝國といふ國をおたてになつたこと）
宏遠ニ（かまへが大きくてながくつゞくこと）徳ヲ樹ツルコト
（忠義孝行の道を臣民の心にふかくうつけ、よいまつりごと
をして國を治め、また臣民をおかはいがりになつて良いお手本
をおしめしになつたといふやうなことを徳といふ、その徳をお
たてになつたこと）深厚ナリ（まことにおく深くしてかぎり
なくあつたことである。）

- 7 -

- 8 -

本書は、明治二十九年三月一日、
皇室の御旨を奉じて、
全国の各府県に、
御旨の趣旨を、
学校代表者等に、
印の上、全生徒数、
記御通知相成度し、
格る上は、可及的防
御す。

昭和九年三月一日印刷
昭和九年三月三日發行
（非賣品）
發行所
文部省
帝國國民教育協會
杉田屋印刷所
澤本 孟 虎
杉田屋印刷所

昔から『忠臣は孝子の門より出づ』と言はれてゐますが、全くその
通りで、楠木正成の子に正行があつたやうなものです。それで明治
天皇様は、『お前たち國民は、ながい間よく天皇に忠義をつくし、
よく親に孝行をつくし、大ぜいの者が心を一つにして代々その立派
な行ひをなしてきて來たのは、日本のくにがらの大そう美しいとい
ろである。』と私たち臣民をおほめになられたのであります。まこ
とにありがたいお言葉ではありませんか。そしてこの立派なならば
しこそ、教育の大本であると仰せられたのであります。教育と言ふ

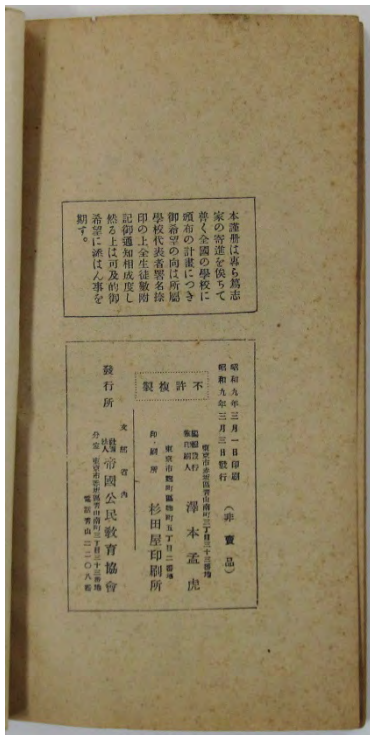
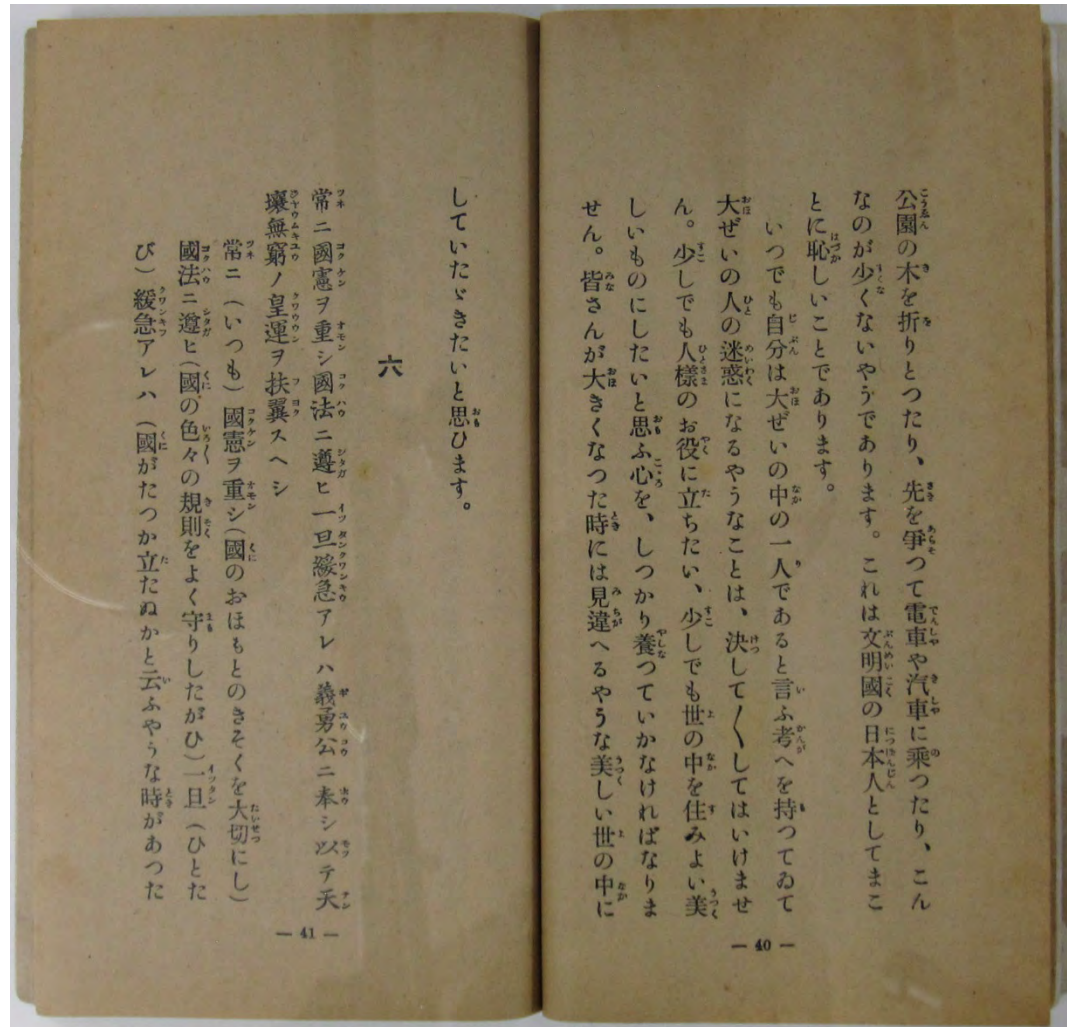
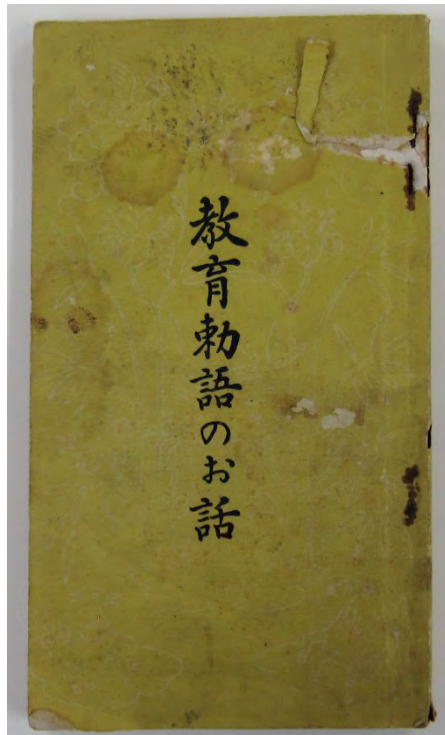
のは學校で先生が皆さんを教へみちびいて下さるのを言ひます。皆
さんは明治天皇様のありがたいお心をしつかりかみしめて、先生や
目上の人の言ひつけをよくきいて、よい日本人となつて下さい。

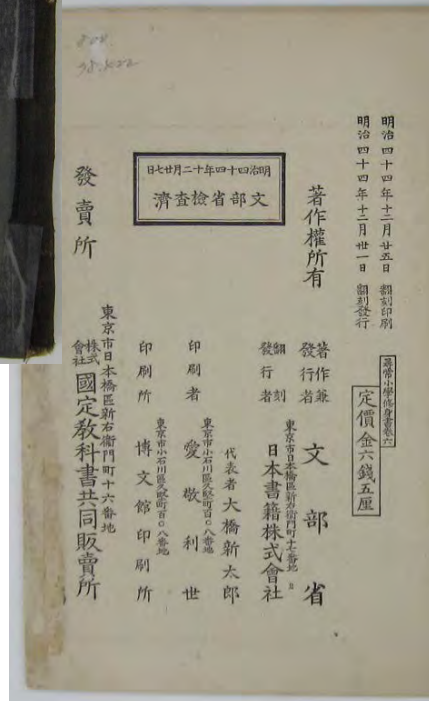
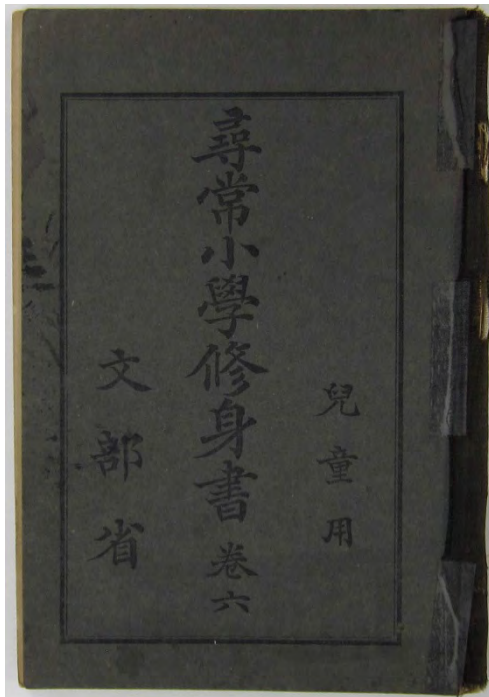
三

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ
爾臣民（お前たち臣民）父母ニ孝ニ（お父さんやお母さんに孝
行をつくし）兄弟ニ友ニ（兄弟は仲よくし）夫婦相和シ（夫と

- 17 -

- 18 -





目録	
第一課	皇大神宮
第二課	天皇陛下
第三課	天皇陛下(つづき)
第四課	天皇陛下(つづき)
第五課	天皇陛下(つづき)
第六課	忠君愛國
第七課	忠孝
第八課	祖先と家
第九課	沈勇
第十課	膽力を養へ
第十一課	膽力を養へ(つづき)
第十二課	自立自營
第十三課	規律正しくあれ
第十四課	公益
第十五課	獨を慎め
第十六課	産業に工夫をこらせ
第十七課	慈善
第十八課	勤勉
第十九課	勤勉(つづき)
第二十課	迷信を避けよ
第二十一課	師を敬へ
第二十二課	衛生
第二十三課	國民の公務
第二十四課	男子の務と女子の務
第二十五課	教育
第二十六課	教育に關する勅語
第二十七課	教育に關する勅語(つづき)
第二十八課	教育に關する勅語(つづき)

事變の起るが如きことあらば勇氣を奮ひ一身を捧げて、皇室國家の爲に盡すべし。かくして天地と共に窮りなき皇位の御盛運を助け奉るべきなり。以上は陛下の示し給へる我等臣民の心得にして、よく之を實行するは獨り陛下に對し奉りて忠良の臣民たるに止らず、又我等の祖先ののこせる美風を發揚することとなるぞとの聖旨なり。

第二十八課 教育に關する勅語(つづき)

勅語の第三段には

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フト宣ヘリ。

第二段に示されたる道は陛下が新に設けさせ給ひしにはあらずして、實に皇祖皇宗の遺させ給へる御教訓なり。されば陛下は斯の道は皇祖皇宗の御子孫も一般臣民も俱に遵奉すべきものと宣ひ、ついで斯の道は古も今も變ることなく、又國の内外を問はずいづくにもよく行はれ得るなりと

